

北安江下丁地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		北安江下丁地区 まちづくり計画
まちづくり計画の対象となる区域		金沢市北安江4丁目の一部
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約 6.3 ha
まちづくりの目標		本地区は、JR金沢駅西口広場から北へ約1.5kmの位置にあり、現在、利便性の良い、快適で静閑な住宅地が形成されている。この住環境を末永く維持し、緑豊かで活気のある住み良いまちづくりを目標とする。
まちづくりの方針		上記の目標に向けて、以下に掲げる項目をまちづくりの基本方針とする。 1 低層で落ち着いた景観が形成された美しいまち 2 緑豊かで自然と調和した心地よいまち 3 地域住民と事業所等が一体となったコミュニティ活動が活発なまち 4 子どもたちが安心して遊び、学べるまち 5 お年寄りの人たちが元気で安全に暮らせるまち
その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。ただし、まちづくり協定締結時に既に存する建築物の建て替えて「北安江地区住み良い町づくりのための会」と協議し、承認を得たものはこの限りでない。 (1) 畜舎 (2) 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校又は病院 (3) 公衆浴場又は葬儀場 (4) 神社、寺院又は教会 (5) ホテル又は旅館 (6) ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (7) 自動車教習所
	壁面の位置の制限	道路境界線から壁面又はこれに代わる柱の面までの最低限度は1m以上とする。ただし、道路境界線から壁面後退距離の範囲内において、壁面後退部分の床面積の合計が5㎡以下で、かつ、軒高3m以下の独立した車庫はこの限りでない。
	建築物の高さの最高限度	階数は地階を除き4以下で、高さは12mとする。ただし、次に掲げるものはこの限りでない。 1 高さ5m以下の階段室、昇降機塔等の屋上突出部分で建築面積の8分の1以内のもの。 2 まちづくり協定締結時に既に存する建築物を建て替える場合において、既存の高さを超えないもので「北安江地区住み良い町づくりのための会」と協議し、承認を得たもの。
	建築物等の形態又は意匠の制限	(建築物) 1 建築物等の外壁の色は、原色を避け、低彩度の色を基調とした落ち着いた色調とする。 2 屋根の色は、黒、グレー、茶、濃緑又は濃紺等の落ち着いた色調とする。 (広告物) 1 屋外広告物は、自家用広告並びに土地又は建物の管理用広告で、地域の景観に配慮した素材やデザインを工夫し、都市景観上支障のないものとする。 2 点滅灯、回転灯、ネオン管及び電光表示装置等は、設置してはならない。 3 独立広告塔は、壁面後退線内に設置してはならない。 4 屋上又は屋根面には設置しないものとする。 5 壁面に表示する場合、広告物（ただし、ビル名称等は除く。）の上端は、地盤面より6m以下とし、かつ、表示面積は10㎡以下とする。 6 外壁から張り出して設置する場合は、1建築物につき1箇所までとする。また、外壁面からの張り出しは1m以内で、かつ、下端は地盤面から2.5m以上とし、表示面積は10㎡以下とする。 7 独立広告物を設置する場合、高さは地盤面から6m以下とする。また、一面あたりの表示面積は5㎡以下とし、かつ、合計表示面積は10㎡以下とする。 8 広告物全体の表示面積は10㎡以下とする。

その他住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	垣又はさくの構造の制限	<p>1 道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 生垣、板塀、竹垣、植栽又は透過性フェンス</p> <p>(2) コンクリートブロック又は石積等で高さ0.6m以下のもの</p> <p>2 駐車場の出入り口以外の箇所に、垣又はさくを設けるように努める。</p>
	駐車場に関する事項	<p>1 共同住宅、店舗、飲食店又は事務所等の敷地内及び近隣地での駐車場の確保は、「北安江地区住み良い町づくりのための会」と協議し、承認を得なければならない。</p> <p>2 夜間に複数の車両が出入りするおそれのある駐車場について、「北安江地区住み良い町づくりのための会」と協議し、騒音防止対策を講じなければならない。</p> <p>3 駐車場の出入口が構築物等により、歩行者の視界を遮るおそれがある場合は、歩行者の安全のために駐車場の出入口であることが認識できるよう対策を講じなければならない。</p> <p>4 駐車場の所有者及び管理者は、定期的に雑草の除去等の環境整備に努めなければならない。</p>
	空き地及び空き家等の管理に関する事項	<p>空き地及び空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域の安全及び環境保全の対策を講じなければならない。</p>
	その他の事項	<p>1 アダルトビデオ、アダルト雑誌等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第5号に定めるもの。）の自動販売機を設置してはならない。</p> <p>2 緑豊かな住環境の実現に配慮し、緑化に努める。</p>

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、平成19年11月21日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結しました。

●これらの基準とは別途に、「金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例」、「金沢市屋外広告物等に関する条例」、及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。